

旧甲州街道の壁面2mセットバックについて

旧甲州街道については、中心市街地街づくり総合計画（平成12年3月）の中で、「旧甲州街道は、京王線北側市街地の東西方向を連絡し、沿道商店街への買い物等の生活交通の中心的機能を担っています。このため、安全で快適な買い物ができるよう、地区計画や建築協定等のまちづくりのルールを定め、沿道建物のセットバックを誘導することなどにより、ゆとりある歩行者空間の確保を図ります。」としています。

今後、地区計画等のルールを定めるまでの間、中心市街地の回遊性を高め、旧甲州街道の歩行空間の確保を図るため、市として下記区間については、壁面2mの要望を行っています。

【建築物等の基準】

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から旧甲州街道の道路境界線までの距離は、2.0m以上とし、かつ、歩道状空地とする。

（敷地面積規模等で難しい場合は、敷地地盤面からの高さが2.7m以上の高さの空間確保ができる場合はこの限りでない）

【考え方】

地区計画等のルール決めは行っておりませんが、旧甲州街道の歩行空間確保は市として必要と考えています。

堅固な建築物が建築されてしまうと、将来的に歩行空間確保が難しくなるため、ルール決めがされるまでの間、市として各地権者へ要請するものです。

